用　語　解　説

ア行

**◇エコれんげ米**

収穫後の田にれんげの種子をまき、開花後、れんげを土にすき込んで肥料として利用し、大阪エコ農産物の認証を受けたお米のこと。れんげはその根に空気中のチッソを蓄える特徴があり、化学肥料の使用を削減させる効果がある。

**◇オアシス環境コミュニティ**

ため池や農業用水路を、都市生活に“うるおい”と“やすらぎ”を与える貴重な環境資源として総合的に整備し、府民とともに地域環境づくりを進めていく「オアシス構想」に基づき、ため池や水路などの管理や水辺環境づくりの母体となる組織で、農業者や地域住民等で構成し、地域に根ざした活動を行う団体のこと。

**◇大阪エコ農産物**

化学合成農薬の使用回数、化学肥料（チッソ）の使用量が府内の標準的な使用回数・量の半分以下になるよう府が基準を設定し、基準以下で栽培される農産物を府が認証したもの。

**◇大阪型農業インターンシップ制度**

１～2週間程度農業者の元で農業研修をする制度。体験コースと技術習得コースがあり、技術習得コースでは一定の知識・技術がある就農希望者や就農間もない者が農業経営や栽培技術について習得を目指す。

**◇大阪府新農林水産業振興ビジョン**

府民の求める豊かな食生活や自然環境を実現するため、大阪の農林水産業の振興と自然資源の保全・活用の方針を明らかにすることを目的に平成14年3月に策定。

**◇大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例**

農業者をはじめとする都市農業の担い手を育成・確保し、府民の健康的で快適な暮らしの実現及び安全で活気と魅力に満ちたまちづくりの推進に寄与することを目的に平成２０年４月に施行。

**◇大阪府農業振興地域**（＊）**整備審議会**

大阪府農業振興地域整備基本方針の策定、農業振興地域の指定など、農業振興地域の整備と農業の振興に関する重要事項の調査審議を行うために、大阪府附属機関条例に基づいて設置された機関。

**◇大阪版認定農業者**

小規模でも地産地消に貢献する農業者を認定し、育成、支援する大阪府独自の制度。「都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」で定められた。

**◇大阪産(もん)**

府域で栽培・生産される農産物、畜産物、林産物、大阪湾で採取され府内の港に水揚げされる魚介類、府域の内水面で生産・採取される魚介類、大阪府Eマーク食品及び大阪の特産と認められる加工品のこと。

カ行

**◇企業等参入拡大支援整備事業**

企業等の新規参入、規模拡大を一層促進するため、かんがい施設や農道等の基盤整備を支援する府単独補助事業。

**◇国土・環境保全機能の貨幣価値**

水源かん養機能と国土管理機能を併せたもの。水源かん養機能は、水田のかんがい用水を河川に還元して再利用する能力（地下浸透量）を、利水ダムの減価償却費と年間維持費により算出。国土管理機能は、農地の耕作により抑止されている国土の荒廃や土地利用の低下を、植生の繁茂を抑える草刈りの経費により算出。

サ行

**◇自給的農家**

経営耕地面積30a未満、かつ過去1年間の農産物販売金額が5０万円未満の農家のこと。

**◇準農家**

府が認める研修の修了や市民農園の実務経験等一定の要件を満たした者が、自立経営に必要と認める下限面積（2,000㎡から3,000㎡程度）に満たない小規模な農地を、継続的に借受けて新たに農業を始めることができる制度で、平成23年度に府の独自制度として創設した。

**◇新規就農村**

独立自営就農を目指す新規就農希望者が着実に就農できるよう、自らの適性を判断し栽培技術を習得し、将来の就農に向けた農業者との関係づくり等を目的とした事業で平成2９年度から実施。年間10名程度の受講生を募集し、5,000㎡程度の研修農地で約6ヶ月間（予定）、技術研修や先進農家による指導を行う。

**◇農業用水利施設のストックマネジメント**

農業水利施設の定期的な機能診断に基づく機能保全対策を通じて、既存施設の有効活用や長寿命化を図り、総コストを低減するための技術体系及び管理手法の総称。

**◇スマート農業**

ロボット技術やICTを活用して超省力・高品質生産を実現する新たな農業。

**◇生産緑地**

市街化区域内にある農地等で、公害の防止、都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があることなど、一定の要件に該当し、都市計画において定められる生産緑地地区の区域内の土地。生産緑地として告示された日から３０年が経過した場合には、所有者は市町村長に買取りを申し出ることができる。平成２9年に、３０年を経過する日が近い生産緑地のうち、引き続き保全することが良好な都市環境を形成する上で有効なものについて、買取申出の始期を１０年間延期する特定生産緑地制度が創設された。

タ行

**◇棚田ふるさとファンクラブ**

美しい景観を持つ棚田の保全を目的に、府が募集し、運営する府民ボランティア組織。登録されたボランティアは、地元農家とともに草刈や水路の掃除、獣害防止柵設置等の棚田保全活動を行っている。

**◇ため池オアシス**

ため池を農業用施設として活かしつつ都市生活に“やすらぎ”と“うるおい”を与えるため、魅力ある地域を構成する貴重な環境資源として総合的に整備し、府民とともに地域環境づくりを進めていくため、府が平成3年6月に策定した「オアシス構想」に基づき整備したため池。府内に36地区。

**◇ため池防災減災アクションプラン**

府が平成27年11月に策定した、今後10年間を対象としたため池に関する事業推進計画。

ため池の下流影響や老朽度を基に、防災・減災対策を重点的に推進するため池（839箇所）を選定し、改修、耐震診断やハザードマップの作成支援などのハード・ソフト対策を総合的に実施することとしている。

**◇多面的機能支払**

平成26年に制定された農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づく日本型直接支払の一つ。地域が共同で行う農地の法面の草刈りや水路の泥上げなどの基礎的活動に加え、これと併せて行われる生態系保全や景観形成などの活動に対しても交付金が支払われる。大阪府では対象地域が農空間保全地域であること、農業者以外の多様な府民が参加すること等の要件を付加した上で実施している。

**◇低水位管理**

ため池堤体が豪雨や地震で決壊することを防ぐため、あらかじめため池の水位を満水位より下げて管理すること。

**◇都市計画区域**

中心的な市街地とその周辺地域を一体の都市として総合的に整備・開発・保全するために、都市計画法に基づいて、原則として都道府県が指定する区域。指定されると、土地利用の規制・都市施設の整備・市街地開発事業などが行われる。

**◇都市農業振興基本法(都市農業振興基本計画)**

都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の多様な機能の発揮を通じ良好な都市環境の形成に資することを目的として平成27年4月に施行。基本理念等を定めることにより、都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで都市農業が安定的に継続できる環境整備を進める。国はこの法律に基づいて、都市農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画を平成28年5月に策定しており、都道府県及び市町村については「地方計画」の策定に努めることとされている。

ナ行

**◇認定農業者**

他産業並みの労働時間で同等の生涯所得を得られるように農業経営の改善を図るための計画をつくり、その計画の認定を市町村から受けた農業者。農業経営基盤強化促進法（＊）に規定されており、国はこれらの農業者が農業生産の主力をしめるよう、重点的に支援策を講じている。

**◇農業経営基盤強化促進法**

他産業並みの労働時間で同等の生涯所得を得られるような農業経営が農業生産の主力をしめる農業構造を確立するため、育成する農業経営の目標を明らかにし、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に支援を総合的に講ずることにより、農業の健全な発展に寄与することを目的とする法律。

**◇農業振興地域**

自然的、社会的諸条件を考慮して、一体として農業の振興を図るべき地域として都道府県知事が農業振興地域の整備に関する法律（＊）に基づき指定する地域のこと。

**◇農業振興地域の整備に関する法律**

農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関して必要な施策を計画的に推進して、農業の健全な発展を図ることを目的に定められた法律。この法律に基づき、都道府県は農業振興地域整備基本方針を定め、農業振興地域を指定する。

**◇農業大学校**

農業経営者や農業技術者の養成を行う教育・研修施設。農業に関する専門的な知識・技能習得のための実践的な農業者教育を2か年かけて実施。

**◇農業地域類型**

農林統計の分析及び農政の推進の基礎資料として活用するため、旧市区町村ごとに、その地域の土地利用上の特性により類型化した統計区分。都市的地域、平地農業地域、中間農業地域、山間農業地域に区分される。

**◇農空間**

農業振興地域を中心とし、農地、里山、集落、農業用水路等やため池などの農業用施設が一体となった地域のこと。

**◇農空間づくりプラン**

農業者や地域住民が共同で設立し、都市農業・農空間条例により知事の認定を受けた農空間づくり協議会が遊休農地等を活用するためにつくる計画。府は、協議会がこの計画に基づいて行う地域活動を支援する。

**◇農空間なっとく出張教室**

子どもたちがため池・水路・農地などの農空間の自然に触れ、学習できるよう大阪府の職員が出向いて支援する出張教室のこと。

**◇農空間保全地域**

農空間の保全・公益的機能を発揮するため、関係市町村との協議を行い、知事が指定した地域のこと。「都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」で定められた。

**◇農地中間管理事業**

　農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農業経営の規模拡大や農地の集団化等を進めるため、農地中間管理機構が、農地の貸付を希望する者から農地を借受け、農業経営の規模拡大や新規参入を希望する者に、農地を貸し付ける事業。大阪府では（一財）大阪府みどり公社を農地中間管理機構に指定している。

ハ行

**◇ハザードマップ**

自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される被害の範囲や避難情報等を地図上に図示したもの。大阪府ではため池の決壊時に備えてため池ハザードマップの作成を支援している。

**◇ハートフルアグリ**

農業関連事業者と福祉関連事業者が連携して、農業の多様な担い手の確保と障がい者の雇用・就労の拡大を図ることを目的とした大阪府独自の施策名称。

**◇半農半X**

半自給的な農業とやりたい仕事を両立させる生き方。

**◇人・農地プラン**

人と農地の課題解決を図るため、集落単位で徹底的な話合いのもとに、地域農業の将来のビジョンや農地の利用を示した地図、今後の農業を担う中心的な経営体、農地の出し手となる農業者の情報等をまとめた計画のこと。市町村単位での検討会を経て市町村が作成する。

**◇ファシリティマネジメント（公共施設等）**

公共施設等について、行政サービスの向上に努めながらできる限り少ない経費で最適な経営管理を行うもの。大阪産（もん）の安定生産を支える農業用水路やポンプ場などの土地改良施設について、施設の老朽化に対する「長寿命化」や、現状及び将来の利用状況を考慮した「小型化」や「統合」などの取組み。

**◇プラットフォーム**

府民が農業・農空間を愉しみ、交流するプログラムの発信や、地域とのマッチングを行う相談窓口等の機能を持ち、活動団体同士の情報交換・交流や、府民が活動に参加しやすい環境づくりの基盤となるもの。これにより、農業ボランティア、半農半X等、府民の農を活かした活動機会の充実や、企業のCSR活動のフィールドの提供、地域活動のサポーターになる取組み等の推進を目指す。

**◇防災機能の貨幣価値**

生産緑地を災害時に市街地のオープンスペースとして活用できる公園と同等のものとして、生産緑地地区面積に単位面積あたりの公園整備減価償却費（遊具・植栽等を含まない基盤整備費のみ）を乗じて算出。

**◇防災協力農地**

災害時に避難空間や復旧資材置場、仮設住宅建設用地等に活用するため市町村に登録された農地のこと。あらかじめ登録しておくことで、災害時に円滑かつ速やかに活用することができる。

**◇防災水利協定**

大規模災害時等に、生活用水や消火用水としてため池や水路の水を円滑かつ速やかに運用できるよう土地改良区等の施設管理者と市町村、府等があらかじめ締結する協定。

マ行

**◇マーケットイン**

市場や消費者など買い手の立場に立って、買い手が必要とするものを提供していこうとする発想で商品開発・生産を行う考え方のこと。

ヤ行

**◇野菜指定産地・特定産地・こまわり産地**

府内の野菜生産農家の経営の安定と、府民に新鮮な野菜を安定的に供給するため、なす、きゅうり、キャベツ等、主要な特産野菜の価格が一定水準以下に低落した場合に、国、府、生産者等で造成した基金により、生産者に価格差補てんを行う制度の対象となっている産地。

**◇遊休農地**

担い手の高齢化や不在などにより、現在耕作されておらず、かつ、引き続き耕作されないと見込まれる農地。

ラ行

**◇6次産業化**

農林水産業・農山漁村に2次産業・3次産業を取り込むことにより、農林水産物をはじめとする「資源」を利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスや新産業を創出すること。

**◇６次産業化サポートセンター**

農林漁業者が自らの農林水産物を活用した商品の製造・加工、さらには流通・販売までを手がける「６次産業化」の推進を支援する機関。６次産業化に取り組む農林漁業者等の個別相談への対応や、高度な知識と経験を持つ専門家の派遣、研修会の実施などにより、農林漁業者等による新事業の創出について支援を行う。

アルファベット

**◇CSR**

Corporate Social Responsibilityの略。収益を上げ、配当を維持し、法令を遵守するだけでなく、人権に配慮した適正な雇用、労働条件、消費者への適切な対応、環境問題への配慮など、企業が市民として果たすべき社会的な責任のこと。地域社会への貢献活動なども含まれる。

**◇GAP**

Good　Agricultural　Practiceの略。「よい農業のやり方」のこと。「よい農業」には品質向上などの様々な要素があり、消費者の関心が高い　“農産物の安全・安心”や“環境保全”に着目したＧＡＰが求められている。

**◇IPM技術**

Integrated Pest Managementの略。総合的病害虫・雑草管理とも呼ばれ、病害虫の発生状況に応じて、天敵（生物的防除）や粘着板（物理的防除）等の防除方法を適切に組み併せ、環境への負荷を低減しつつ病害虫の発生を抑制する防除技術。